

## 留意事項（居宅介護支援事業所）

- ・申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。
- ・指定要件を満たすか判断するため、原則として現地確認を行います。
- ・申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定できません。場合によっては、指定申請の取り下げを求めることがあります。
- ・指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した場合、条件を付す場合があります。
- ・指定された場合は、申請者宛に指定があった旨、通知します。
- ・市は指定の後、速やかに都知事への届出、公示を行います。